

令和6年11月1日

「代理人サービス」および「未来にそなえる代理人サービス」の取扱い開始について

飯能信用金庫では、お客さまとご家族に、未来に渡って安心して暮らしていただくための「代理人サービス」・「未来にそなえる代理人サービス」の取扱いを開始します。

1. 「代理人サービス」

「代理人サービス」は普段、来店することが難しいという、高齢のお客さまや、病気等で店頭窓口に来店できないというお客さまに代わり、あらかじめお届けいただいた代理人の方が預金に係わるお手続きすることができるサービスです。このサービスは、お客さまがお元気なうちから代理人を指定することができ、意思・判断能力が不十分だと判断されるまでの間、ご利用いただけます。

2. 「未来にそなえる代理人サービス」

当金庫では高齢化社会が進展する中、意思・判断能力が喪失されたお客さまのお取引をやむを得ず制限をしております。そのような制限を防ぐために後見制度等のご利用をご案内していますが、多くの手間がかかります。こうした課題を解決するために、「未来にそなえる代理人サービス」の取扱いが開始となります。

本サービスは、万が一、意思・判断能力が喪失された場合でも、ご本人さまに代わり指定していただいた代理人の方が当金庫と取引できるサービスです。これにより、当金庫との取引においては代理人の方による預金に係わるお手続きが可能となります。

3. 取扱い開始日

令和6年10月31日（木曜日）

【本件に関するお問い合わせ】

飯能信用金庫 事務管理グループ

☎042-972-5112（平日9:00～17:00）

✉jimkan@hanno-shinkin.jp

